

長期処方に関する掲示について

当院では患者様の状態に応じ、

28日以上^の長期処方

の対応が可能です。

なお、長期処方の処方せんの交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて担当医が判断いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

【参考】保健医療機関及び保険医療養担当規則(厚生労働省令)

第20条第2号 投薬

へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。



令和6年6月1日